

羽咋市のと里山空港利用促進助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、のと里山空港の利用促進を図るため、のと里山空港を利用した者に対する航空運賃の助成に関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 助成金の交付対象者(以下「助成対象者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) のと里山空港の定期便を利用した羽咋市民並びに市内の事業所又は団体(以下「事業所等」という。)に勤務する者
- (2) 市外に在住し、市外の大学、短大又は専門学校に在籍する者で、保護者が、市内に在住する者
- (3) 研修旅行のために、のと里山空港を利用する、市内に在住する中学生以下の児童、生徒及びそれらの引率者である者

2 次に掲げる者は助成金交付の対象としない。

- (1) 官公庁の出張等の公務による助成対象者
- (2) のと里山空港利用促進の助成制度がある本市以外に住所を有する者で、市内の事業所等に勤務する者及び市内の高等学校に通学する生徒
- (3) 修学旅行による利用者

(助成金の額及び交付の方法)

第3条 助成金の額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 片道搭乗者 1,000円
- (2) 往復搭乗者 3,000円

2 助成金は、交付決定のあった月の翌月に、申請人(助成対象者)の口座に振り込むものとする。

(交付申請)

第4条 第2条第1項第1号又は第2号に規定する助成対象者が助成金の交付を受けようとするときは、のと里山空港利用促進助成金交付申請書(様式第1号)に必要事項を記入し、羽咋市長に申請するものとする。

2 第2条第1項第3号に規定する助成対象者が助成金の交付を受けようとするときは、同号に規定する学校の学校長が、のと里山空港利用促進助成金交付申請書(研修旅行)(様式第2号)及び利用者名簿(様式第3号)に必要事項を記入し、羽咋市長に申請するものとする。

3 前2項の申請書には、搭乗券又は航空会社等が発行する搭乗を証明する書類を添付するとともに、第2条第1項第1号に規定する助成対象者は、住所又は助成対象者の勤務する事業所等が確認できるものを提示し、第2条第1項第2号に規定する助成対象者は、学生証の写し又は在学証明書を提示するものとする。

4 申請は、助成対象者若しくはその家族、又は事業所等にあつてはその代表者が行うものとする。

(申請期限)

第5条 申請期限は、旅行終了日から3か月以内とする。

(助成金の返還)

第6条 市長は、偽りその他の不正な手段により助成金の交付を受けた者があるときは、その者から当該助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要なことは、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。